

串間市では、不妊検査費・治療費、不育症治療費の助成を行っています。



【助成対象者】

- * 夫婦（事実婚関係を含む）のどちらか一方が治療期間及び申請日において串間市内に住所を有している方
- * 健康保険に加入している方
- * 串間市税等の滞納がない方
- * 他市町村の助成を受けていない方（※宮崎県又は宮崎市の生殖補助医療費の助成は除く）

【助成内容】

【助成方法】

1. 各医療機関で治療費の支払い
 2. 助成金の申請（C・Dは県、市それぞれに申請が必要です）
 3. 助成金の支給
- * 高額療養費制度の対象となる場合があるので、あらかじめ各医療保険機関にてご確認し、手続きをしてください。

検査・治療内容		助成内容	助成額の上限(※3)	注意事項	必要なもの（申請書等は市の窓口か公式ホームページで入手できます）
A	検査費	不妊原因を調べるための検査費(※1) ・文書料	30.000円/ 年度内	生殖補助医療費と同時に申請される場合は、県の助成後2か月以内に申請してください。	①申請書 ②串間市不妊治療受診等証明書（医療機関が記入） ※不妊検査および一般不妊治療実施者のみ ③領収書等 ④住民票（市民協働課で手続き） （交付後3か月以内。夫婦の氏名続柄が確認できるもの） ⑤完納証明書（申請者及び配偶者2名分。税務課で手続き。交付後3か月以内） ⑥下記いずれか一つの写し（夫婦それぞれ必要） ・医療保険の保険者が発行する「資格情報のお知らせ」 ・医療保険の保険者が発行する「資格確認書」 ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
B	一般不妊治療	医療保険適用の治療(※2) ・治療の一環として行われる検査費 ・医療機関が交付した処方箋による調剤費 ・文書料	100.000円/ 年度内	一般不妊治療のみ申請される場合は治療終了後6か月以内に申請してください。 ※上限に達するまでは何度でも申請できます。	⑦申請者の通帳 ⑧承諾書 ⑨事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本（事実婚の夫婦のみ） 【生殖補助医療実施者のみ】 ◎宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書の写し ◎宮崎県不妊治療費支援事業給付決定通知書の写し
C	生殖補助医療費（特定不妊治療）	医療保険適用の治療(※2) 自己負担額から県による助成額を差し引いた額		県の助成後、2か月以内に申請してください。 ※先に宮崎県又は宮崎市の助成を受けている必要があります。	
D	不育症治療	自己負担額から県による助成額（上限8万円）を差し引いた額	40.000円/ 1回の妊娠期間	県の助成後、2か月以内かつ、治療を受けた年度の3月末日までに申請してください。	【不育症治療実施者のみ】 ◎宮崎県不育症助成金給付決定通知書の写し ◎宮崎県不育症治療費助成事業受診等証明書の写し

※1 どの検査が「不妊原因を調べるための検査」に該当するかは、医療機関が証明します。

※2 医療保険適用の治療には年齢や回数の要件があります。詳細は医療機関や厚生労働省ホームページでご確認ください。

※3 保険者独自の附加給付がある場合は、その額を控除した額を助成します。

★入院費、食事代は含みません。

串間市福祉事務所
こども家庭センター 子育て支援係
TEL (0987) 66-0143